

契約条項（役務）

(H30.9)

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（以下「甲」という。）と、契約締結事業者（以下「乙」という。）は、次の契約事項により請負契約を締結する。

（業務の遂行等）

第1条 乙は、仕様書等に基づき責任をもって業務を遂行するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第2条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力への対応に関する規程（27森林総研第857号）に定める反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。
 - (2) 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としないこと。
 - (4) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。
 - (5) 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。
 - (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後行う予定がないこと。
 - (7) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた要求行為
 - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - ホ 前各号に準ずる行為
 - (8) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。
- 2 乙が前項に違反した場合、甲は催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除できる。この場合、乙は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 乙は前項の規定により契約が解除された場合に、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求はできない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を国立研究開発法人森林研究・整備機構会計事務取扱要領（13森林総研第57号）第34条に基づき、出納責任者に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（業務遂行上の負担）

第4条 乙は、業務遂行上必要な機械器具、消耗品等を負担するものとする。ただし、仕様書等に記載するものは除く。

（業務内容の変更）

第5条 甲は、必要ある場合には業務内容を変更し、又は中止することができる。

- 2 前項の場合、期間又は請負契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議し

て別途定めるものとする。

(履行遅滞による遅滞金)

- 第6条 甲は、乙が乙の責に帰する事由により履行期限内に業務を完了することができない場合は、乙に対し遅滞金を請求することができる。ただし、当該遅延の理由が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、この限りでない。
- 2 前項の遅滞金は契約金額に履行期限の翌日から起算し、甲による業務完了の検査に合格した日までの期間につき、年5.0%に相当する額とする。ただし、遅滞金の額が100円未満であるときは、甲は遅滞金の徴収を免除することができる。

(損害賠償)

- 第7条 乙は、業務上、乙の責に帰すべき事由により、甲の施設及び器物等を滅失・損傷し、又はその他甲に損害を与えたときは、直ちに甲に通知すると共に原状に復し又は代品を納入し若しくは損害について賠償しなければならない。
- 2 乙は、乙の職員が甲の施設内において行う業務上の行為については、すべて責任を負うものとし、業務上負傷し又は死亡したときにおいても同様とする。
 - 3 乙は、乙の責に帰すべき事由により、第三者がこうむる損害に対して、その賠償の責を負うものとする。

(業務完了及び検査)

- 第8条 乙は、業務が完了したときは速やかに業務完了報告書を作成のうえ成果品等を甲に提出し、その検査を受けなければならない。
- 2 検査に合格した場合には、甲は成果品等の引き渡しを受けたものとする。
 - 3 検査に合格しない場合には、本契約の期間又は甲の指定する期間内に甲の指示に従い、乙の費用をもって当該業務のやり直しをしなければならない。
 - 4 甲は、検査にあたり必要があると認めたときは、乙の立会いのうえ現地検査することができる。

(かし担保の責任)

- 第9条 乙は、成果品等を納入後1年間は当該成果品等について保証するものとする。
- 2 前項に定めた保証期間に、当該成果品等に隠れたかしが発見された場合は、甲は乙に対し相当の日時を定めて当該かしの修正を請求することができるものとする。この場合には、乙は直ちに当該かしの修正を行わなければならない。また、甲が当該かしにより不当な損害を被った場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(代金の請求)

- 第10条 乙は、前条に定める検査に合格した場合には、所定の手続きにより代金を請求できる。

(代金の支払い)

- 第11条 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から起算して、40日以内（以下「約定期間」という。）に請求代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

- 第12条 乙は、甲が約定期間内に代金を支払わない場合は、甲に対して遅延利息を請求することができる。
- 2 前項に定める遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める率で計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は前項の定めにかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また100円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - 3 前項の場合における支払遅延が天災その他不可抗力によるときは、当該事由の継続する期間はこれを約定期間に算入しないものとする。

(検収期間内に検査をしない場合の処置)

- 第13条 甲が検収期間内に検査をしない場合は、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は約定期間から差引き、この遅延期間が約定期間を超える場合

は、その超える日数に応じ前条の例に準じて、甲は、乙に遅延利息を支払うものとする。

(機密の保持)

第 14 条 乙は、本契約の履行に関して取り扱い又は知り得た情報及び個人情報について、本契約期間中はもとより契約終了後も不正に漏えいし、開示し、又は不当な目的に使用する等してはならない。

- 2 前項に違反したことにより、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除及び違約金)

第 15 条 甲は、次のいずれかに該当したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙が、天災その他やむを得ない事由により契約の解除を申し出たとき。
 - (2) 乙が、正当な事由がなく契約上の義務を履行せず、又は履行する見込がないと認めたととき。
 - (3) 乙が、この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認められたとき。
 - (4) この契約の履行について、乙又は乙の職員に不正な行為があったとき。
 - (5) 乙が破産の宣告を受けたとき。又はそのおそれがあると認められるとき。
- 2 甲は、前項第 2 号から第 5 号までに掲げる理由により契約を解除する場合は乙に対し違約金として、解除に係る契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 16 条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2(独占禁止法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) この契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) この契約に関し、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したと
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、甲は遅延利息の徴収を免除することができる。

(相殺)

第 17 条 甲は、乙に対しこの契約に基づく違約金がある場合は、乙に支払うべき請負代金と相殺し、又は別に徴収することができる。

(紛争の解決)

第 18 条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする所轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約書に定めのない事項、及び契約の履行について甲乙間に疑義が生じた

場合は甲乙協議して解決する。

【注意】

上記契約条項は、一般的な役務業務における契約条項を示しています。個別の案件によっては、該当しない条項又は不足する条項もあり得ます。上記契約条項に合致しない場合は、個別の請書、仕様書又は別途協議による結果を優先します。